

(別紙)

仕様書

1 事業の名称

令和8年度大阪府共同生活型支援による社会参加促進モデル事業

2 契約の期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

3 目的

ひきこもりを含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うこと（以下「共同生活型支援」という。）により社会との繋がりを回復するよう促している民間事業者がある一方で、家族等の依頼のもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。

一方で、国において、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、共同生活型支援を行う施設（以下「共同生活型施設」という。）で支援を受ける際に本人とその家族等が留意すべき点のほか、各共同生活型施設と行政機関はじめ各関係機関及び地域との連携による事業運営の透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理することを目的とした「共同生活型支援における実践に関する研究事業」を実施することとされている。

このため、本事業は、共同生活型支援における悪質事業者による被害防止並びにひきこもりを含む困難を抱えた方々が適切な事業利用により自身が目指す生き方や社会参加をはじめとした社会との関わり方等を決めていくことができるようになること（自律）につながるモデルの形成を図っていくため、大阪府内で先駆的に共同生活型支援を行っている事業者に委託し、共同生活型支援による実践事例及び効果データ（以下「支援成果データ」という。）の収集を行うとともに、国によるガイドライン作成に資するよう、支援成果データを国に報告することを目的としている。

4 委託内容

受託者は次に掲げる業務を実施すること。

特にウに掲げる内容に関して、今後の目標に関する本人の意向がまだ明確に固まっていない場合は、それも踏まえた上で適切なアセスメント（情報を集め本人の特性等を把握・評価すること）を行い、個別支援・活動計画の策定をし

(別紙)

た上で、本人が自らの意思で目標を決定し、それを表出できるまで寄り添いながら支援していくこと。

なお、共同生活型支援とは、24 時間体制の生活体験の中で、生活リズムの改善及び体力の回復、対象者同士の間関係の再構築、地域と交流する場を提供し、本人の自律（本人自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決めることができる状態）に伴走的に支援を行うことをいう。

あわせて、国委託事業である「共同生活型支援における実践に関する研究事業」の実施団体（以下「国事業実施団体」という。）が受託者への各種助言を行うとともに、受託者から収集する支援成果データ用の調査票の作成、大阪府と受託者が行う打ち合わせのための調整や参画、定期的に受託者へ訪問して状況確認等を行うこととされているため、国事業実施団体とも連携を図ること。

ア 体験活動プログラムの実施

共同生活を取り入れ、対象者の意向に沿いながら、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し、社会参加などを目的とした、農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動を実施すること。

イ 対象者及びその家族等との面談等の実施

本人が共同生活型支援の利用開始後、その対象者の状態等について把握することを目的に本人との定期的な面談を実施すること。

また、対象者の状態等を家族等へ報告するとともに、家族支援として、適宜、家族等の相談支援を行うこと。

ウ 対象者の個別支援・活動計画の策定

受託者は、全ての対象者を一律に当てはめるようなプログラムを設定するのではなく、本人との面談結果等及び次項を踏まえ、本人の意向を考慮した上で適切なアセスメント（情報を集め本人の特性等を把握・評価すること）を行い、対象者ごとに個別支援・活動計画の策定を行うこと。

エ 利用申込時における本人及びその家族等への相談対応

オ 支援成果の検証の実施

支援成果の検証にあたって、支援成果データ用の調査票により、対象者や家族等に対する面談及びアンケート等を行うこと。

カ 支援内容及び成果の報告

大阪府から指示があった場合、支援成果データ用の調査票をもとに、実践事例の実施状況及び対象者の状態変化等について適宜報告すること。

5 委託料

委託料は1か月あたりの上限額を金1,080,000円（消費税及び地方

(別紙)

消費税を含む。)とし、その額に事業を実施した月数を乗じて得た額とする。

ただし、契約締結日が月の途中である場合、当月の委託料は1日当たりの上限額を金36,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、その額に事業を実施した日数を乗じて得た額とする。

6 実践事例の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- (1) ひきこもり、不登校、生活困窮者などで社会的孤立状態に近い(将来的な孤立が予想される状態)など、困難を抱えた者であること。なお、共同生活型支援の利用前の本人の居所が大阪府内にあったかどうかは問わない。
- (2) 以下のア及びイのいずれにも同意の意思表示をしている者であること。
 - ア 共同生活を取り入れ、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直しなどを目的として、農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動など、受託者が提供する体験活動プログラムに参加すること。
 - イ 共同生活型支援による実践事例及び支援成果等データを収集するための定期的な面談やアンケート調査並びに国事業実施団体によるヒアリング等に協力すること。
- (3) 本事業の利用について、未成年者の場合は、保護者の同意を得ている者であること。また、未成年者以外の場合についても、家族等の理解・協力が得られていることが望ましい。

7 利用期間の設定等

共同生活型支援の利用においては、各対象者の状態が多様であることを踏まえ、一律の利用期間等は設定しないものとする。ただし、各対象者の利用期間については個別に把握すること。

なお、本人の意向や状態等によりやむを得ない場合には、具体的な支援計画に基づき、一時的な共同生活型支援の利用の休止及び再開を行うことができるよう配慮すること。

8 対象人員

本事業の対象人員の目安は1施設当たり90人月を想定しているが、当初見込んでいた対象人員を上回る利用申し込みがあるなど、必要があると受託者が認める場合は超過した人員で実施しても差し支えない。

なお、最低でも1施設当たり18人月以上の利用を見込んでおくこと。

(別紙)

9 実施体制

- ア 共同生活型支援の経験が20年以上の事業実施責任者を置いていること。
- イ 「4 委託内容」に記載した業務を遂行するために必要な職員として、常勤換算で対象者3名に対し1名以上配置するとともに、そのうち、3年以上の支援現場経験者1名、事業実施責任者1名の常勤職員を配置すること。なお、常勤とは、週5日以上、1日7時間30分以上の勤務をいう。
- ウ 夜間において上記職員の配置が難しい場合は、緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルを作成し、緊急時に他の職員が駆け付けられる体制を確保するなど、緊急時に適切に対応できる環境を整備すること。
- エ 対象者の心身の状態を把握し、必要に応じて医師による診察その他の必要な措置を講ずるとともに、医学的・心理的なアセスメントや心理面接・精神科診断の情報提供を受け、本人の自律に役立てて、支援を行うこと。
- オ 対象者の食事については、食品の種類及び調理方法について栄養を考慮して供すること。また、その際に利用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- カ 受託者は、必要に応じて、他の事業や団体事務局等からの兼務及び応援等による職員を配置することが可能であるが、兼務については当事業の補助対象とはならないので、適切に按分のうえ費用計上するよう留意すること。その場合は他の事業の運営に支障を及ぼさないようにすること。

10 利用料の徴収

- 本事業における共同生活型支援の利用料は対象者の負担とする。
- なお、利用料については事前に明確な金額を定め、受託者が設けるホームページ等により周知するとともに、利用申込時には利用料に関する説明を行い、同意を得るものとする。

11 実施場所

- 本事業の実施場所は、次の各号に掲げるものとする。
- なお、対象者が共同生活する生活の場所(居室・起居空間等)については、本事業に専ら供するものとし、各種シェルター等の生活の場所との共用は認めない。
- ア 農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動の実施が可能な場所

(別紙)

イ 相談及び面談並びに共同生活の実施が可能な機能及び対象者等のプライバシーの保護に配慮した場所

ウ インターネット等で社会参加を目指すために必要な情報やその他の情報を容易に得ることができ、対象者同士が相互に交流し、情報交換できる環境

エ その他社会参加に向けたプログラムの実施が可能な場所

なお、上記イ、ウについては共同生活型施設内に、ア、エは受託者自らが既存の施設を借り上げる等により、大阪府内に確保すること。

1.2 業務実施に当たっての留意事項

(1) 受託者は事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書のほか、関係法令・通達等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は対象者の意向を尊重し、懇切丁寧な対応の下、事業を実施しなければならない。

(3) 受託者は事業の目的に配慮しながら実施するとともに、個人情報の保護を徹底しなければならない。

また、対象者については、支援内容の必要性から関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説明し、また、実践事例の実施状況及び対象者の状態変化等を国に報告することについて説明の上、同意を得ること。

(別添参考様式1)

1.3 再委託の禁止

委託内容や実施場所に関して、共同生活の運営・伴走支援・夜間対応・安全管理等の共同生活型支援の中核となる機能については、受託者の共同生活型施設が自ら事業実施並びに実施場所を用意する必要があるため、再委託は認めない。

1.4 特記事項

ア 保険の加入

事業実施中における、万一の事態に備え、受託者は、本事業実施期間中は対象者を対象とした傷害保険及び施設賠償責任保険に加入すること。

イ 安全・衛生管理と緊急時の対応

実施場所の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して対象者及び職員の安全確保を図るとともに、災害、事故等の緊急事態発生に備え、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。

また、実施場所の衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止、感染症の

(別紙)

予防・対策等、常に快適な利用ができる状態を保持すること。

ウ 家族等との連携体制

緊急事態が発生した場合に備え、家族等の緊急連絡先等を整備すること。

エ 関係機関との連携及び地域住民の理解促進

事業の相互利用の促進等を目的として、行政機関が主催する連絡会議や研修、ネットワーク等に参加すること。

また、共同生活型支援に関する地域住民の理解促進を目的として、対象者も含めて地域活動に積極的に関わること。

オ 共同生活型支援を終了する対象者への対応

対象者の意向や状態等により、共同生活型支援の利用を終了する場合、本人や家族等の意向なども踏まえ、必要に応じて、外部の支援機関との連携調整、家族等との連絡調整などを行うこと。

カ 禁止事項

本事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けること。

特定の政治思想、宗教の普及・布教を目的とした活動を行うこと。

1.5 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由及び記載されていない事項が生じたときは、大阪府と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。

「令和8年度大阪府共同生活型支援による社会参加促進モデル事業」 について

●●（モデル事業者）

現在、●●（モデル事業者）では、大阪府からの委託を受け、「令和8年度大阪府共同生活型支援による社会参加促進モデル事業（以下、「モデル事業」とする。）」を実施しています。

モデル事業においては、国（厚生労働省）が、共同生活型支援を実施する民間事業者の活動を総合的に評価するためのガイドラインを作成する際の参考にするために、実際に施設を利用されている方の日々の活動の様子や変化についての情報を収集し、その情報を国（厚生労働省）¹に共有することを予定しています。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、同意いただける場合は、同意書にご署名をお願いいたします。

記

1. モデル事業の目的について

ガイドラインを作成する際の参考にするために、当施設を利用する方に協力していただき、日々の活動の様子や変化についての情報を収集します。収集した情報は、国（厚生労働省）に共有し、それをもとに、ガイドラインの検討を進めます。このガイドラインには、利用者の方やご家族が安心して支援を受けるための留意点や、施設が関係機関や地域と連携し、よりよい運営を行うための方法等が盛り込まれる予定です。

2. モデル事業のご参加にあたり協力をお願いしたいこと

主に以下の方法で日々の活動の様子や変化について記録・収集させていただきます。ご協力をお願いする内容のうち、選択式の項目については、別紙「参加同意書」にてご回答をお願いいたします。

<必須項目>

- ・ 活動記録の利用（施設職員が支援のために作成している日々の活動記録を、個人が特定できない形にした上で、調査データとして利用させていただきます）

<選択式項目>

- ・ ●●（モデル事業者）職員による聞き取り
- ・ 調査員²による聞き取り
- ・ アンケート調査

3. ご協力いただく期間

令和8年7月～令和9年3月

¹ ガイドラインの検討は、厚生労働省委託事業「ひきこもり支援における共同生活型支援に係るガイドライン等の開発・調査業務」（受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）において実施します。

² 厚生労働省から委託を受けた有限責任監査法人トーマツの調査員が聞き取りを実施する場合があります。

4. 個人情報の保護及び情報の取扱いについて

- ・ 収集した情報は、個人が特定されないよう匿名化します。匿名化した情報は、ガイドラインの検討や、当該事業の報告書作成など、定められた目的以外に使うことは一切ありません。
- ・ あなたの許可なく、収集した情報を第三者に提供することはありません。
- ・ 収集した全ての情報は、調査終了後、法律や規則に従って適切な方法で破棄します。

5. 調査への参加と撤回について

- ・ モデル事業に参加するかどうかは、あなたの自由な意思で決めていただけます。
- ・ ご協力をいただく場合であっても、途中で協力の中止を希望する場合は、その旨お申し出ください。

6. 本件に関する照会先：

(モデル事業者・担当者)

参加同意書

私は、「令和8年度大阪府共同生活型支援による社会参加促進モデル事業」に関する説明を受けました。この事業の目的を理解したうえで、事業への参加および情報の提供について同意します。

私が本事業へ参加するにあたり協力する選択式項目は、以下の通りです。

<選択式項目>

- (モデル事業者) 職員による聞き取り
- 調査員²による聞き取り
- アンケート調査

令和8年 月 日

参加者 (署名)

代諾者 (署名)

(本人との関係)
